

令和7年度 東根市 市税等納期一覧表

月 別	市 税	保険料・負担金	水道料金等	納 期 限	備 考
4 月	軽自動車税種別割		水道料金 下水道使用料 (3月検針分)	4 月 30 日 (水)	
5 月	固定資産税 (第1期)		水道料金 下水道使用料 (4月検針分)	6 月 2 日 (月)	
6 月	市県民税 (第1期)		水道料金 下水道使用料 (5月検針分)	6 月 30 日 (月)	
7 月	国民健康保険税 (第1期)	介護保険料 (第1期) 後期高齢者医療保険料 (第1期) 下水道受益者負担金 (第1期)	水道料金 下水道使用料 (6月検針分)	7 月 31 日 (木)	
8 月	固定資産税 (第2期) 国民健康保険税 (第2期)	介護保険料 (第2期) 後期高齢者医療保険料 (第2期)	水道料金 下水道使用料 (7月検針分)	9 月 1 日 (月)	
9 月	市県民税 (第2期) 国民健康保険税 (第3期)	介護保険料 (第3期) 後期高齢者医療保険料 (第3期)	水道料金 下水道使用料 (8月検針分)	9 月 30 日 (火)	
10 月	固定資産税 (第3期) 国民健康保険税 (第4期)	介護保険料 (第4期) 後期高齢者医療保険料 (第4期) 下水道受益者負担金 (第2期)	水道料金 下水道使用料 (9月検針分)	10 月 31 日 (金)	
11 月	市県民税 (第3期) 国民健康保険税 (第5期)	介護保険料 (第5期) 後期高齢者医療保険料 (第5期)	水道料金 下水道使用料 (10月検針分)	12 月 1 日 (月)	
12 月	固定資産税 (第4期) 国民健康保険税 (第6期)	介護保険料 (第6期) 後期高齢者医療保険料 (第6期)	水道料金 下水道使用料 (11月検針分)	1 月 5 日 (月)	
1 月	市県民税 (第4期) 国民健康保険税 (第7期)	介護保険料 (第7期) 後期高齢者医療保険料 (第7期)	水道料金 下水道使用料 (12月検針分)	2 月 2 日 (月)	
2 月	国民健康保険税 (第8期)	介護保険料 (第8期) 後期高齢者医療保険料 (第8期) 下水道受益者負担金 (第3期)	水道料金 下水道使用料 (1月検針分)	3 月 2 日 (月)	
3 月			水道料金 下水道使用料 (2月検針分)	3 月 31 日 (火)	

● 市税等の納付は、便利で安心な口座振替をご利用ください。

なお、手続きの都合上、希望の振替日（上記納期限）に間に合わせるには、当該月（月別）の前月20日までの申込・受付が必要です。 例） 5月固定資産税（第1期）→ 4月20日までの申込・受付
6月市県民税（第1期）→ 5月20日までの申込・受付

※ 20日が土・日・祝日等の場合は、直前の平日までの申込・受付が必要です。

※ 申込用紙は市内各金融機関、税務課、上下水道課窓口にあります。

● 特別徴収（給料または年金からの天引き）による税、保険料の納期は上記と異なります。

● 市県民税には森林環境税、固定資産税には都市計画税を含みます。

問い合わせ先： 東根市役所 0237-42-1111（代表）

- | | |
|---|-------------------------------|
| ○ 市・県民税、森林環境税について (内線2322) | ○ 税・保険料の納付について (内線2336) |
| ○ 軽自動車税について (内線2316) | |
| ○ 固定資産税について (内線2331) | ○ 水道料金・下水道使用料の納付について (内線2552) |
| ○ 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料について (内線2321) | ○ 下水道受益者負担金について (内線2553) |